

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税(義)(国税1) 法人住民税(義)(地方税1)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設】【単独】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 地元の学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に貢献する地元企業について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除するもの。
			《関係条項》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 社会教育法第5条第2項
5	担当部局		文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		3年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国では人口減少が急速に進み、地域経済の持続的発展が喫緊の課題となっており、地域産業界が関与した教育活動による、地域経済を担う人材の育成が必要。また、生産年齢人口の減少等に伴い、教員不足が学校運営上の深刻な課題となっており、持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要となっている。 企業による学校の教育活動や学校運営への貢献を促進することは、我が国全体の人口減少時代における経済成長の維持、持続可能な学校運営には必要不可欠であり、地方任せではなく国が積極的に取組を展開し、財政的な後押しを行う必要がある。 企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野へ誘導するためには、(損金算入に加えて)強力なインセンティブが必要。
			《政策目的の根拠》 ○第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定) IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策 目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 ○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

		○経済財政運営と改革の基本方針 2025(令和7年6月13日閣議決定) 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (3) 公教育の再生・研究活動の活性化 (質の高い公教育の再生) 学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組や部活動の地域展開・連携の全国実施を加速する… ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版(令和7年6月13日閣議決定) VI. 人への投資・多様な人材の活躍促進 3. 産業人材育成プラン ③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進 地方創生に不可欠な地域での人材育成に対し、産業界からの資金の流れを強化するため、<u>…企業による地元の学校への教育活動への貢献を促進する方策の強化を図る等の取組を進める。</u> ○地方創生 2.0 基本構想(令和7年6月13日閣議決定) 6. 政策パッケージ (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 ③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成 i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり <u>保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。</u>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標1 新しい時代に向けた教育政策の推進 施策目標1-5 家庭・地域の教育力の向上
	③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 70%以上を目指す。 ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(令和6年度:2,400 人)を解消。 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは令和 11 年度までに平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。

10	有効性等		○部活動の地域展開 休日の部活動については、次期改革期間内(令和 13 年度まで)に全ての部活動において地域展開を実現。 ○コミュニティ・スクールの導入率 令和 10 年度時点の公立学校における導入率 80%以上を目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	租税特別措置等により、企業における民間人材の学校教育活動、地域学校協働活動への参画が促進される。これにより、学校教育活動、地域学校協働活動における人材不足の改善や活動内容の高度化につながるとともに、教師の働き方改革にも寄与することが想定される。 また、地域産業の人材育成に係る連携や地域における人的交流が進み、地域産業や地域コミュニティの担い手が確保されることにより、地域活性化も期待される。法人税及び法人住民税の税額控除により、より一層企業からの貢献を特にニーズの高い学校教育活動等に誘導することが可能となり、①に掲げる各政策目標の達成に寄与するものとする。
		① 適用数	要望の措置の適用見込みの参考として、民間企業等の資金を活用して展開されている学校教育活動の規模と、学校に対する貢献費用として企業が支出している金額の相場を示す。 【参考1】 民間企業・団体の資金を活用した地域学校協働活動の実施数 約 850 件／年 ・都道府県…①4,363 件 × ②0.8% = 約 35 件 ・市町村…①28,896 件 × ②2.8% = 約 809 件 文部科学省「平成 30 年度地域学校協働活動等の実施状況調査報告書」から ①実施している地域学校協働活動(件数) ②実施している地域学校協働活動について、活動に必要な資金として「民間(基金、財団等)」と「その他(寄附、クラウドファンディング等)」を活用しているものの割合(0.8%は都道府県が回答した割合、2.8%は市町村が回答した割合) 【参考2】企業等による教育 CSR 活動予算(平成 27 年) 東北大学大学院教育研究課教育ネットワークセンター2015 年度プロジェクト「教育 CSR の実態解明に向けた企業調査」から ・平均 642.3 万円 東洋経済「CSR 企業総覧 2015」企業のうち「教育・学術支援」を行う企業 613 社 ・0～100 万円(46.9%)、101～500 万円(30.1%)、501～1,000 万円(8.4%)、1,001 万円～(14.4%) 【算定根拠】 —
		② 適用額	3,323 百万円

		【算定根拠】 企業における民間人材の学校教育活動、地域学校協働活動への参画について、活動日数や貢献に係る費用規模に応じて算出。																								
	③ 減収額	適用額に同じ。 【算定根拠】 上記 10②のとおり																								
	④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 ○高等学校の産学官連携の推進 教育課程の一環として継続的に産業界等と連携した取組を行う専門高校の割合 <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和6 年度</td><td>令和7 年度</td><td>令和8 年度</td><td>令和9 年度</td><td>令和 10 年度</td></tr><tr><td>割合</td><td>59%</td><td>63%</td><td>65.5%</td><td>68.0%</td><td>70%</td></tr></table> ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(令和6年度:2,400 人)を解消。 ○学校の働き方改革の推進 教師の時間外在校等時間の状況について、将来的に教師の平均時間外在校等時間を月 20 時間程度に縮減することを目指して、まずは令和 11 年度までに平均の時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減する。 令和4年度 : 小学校・中学校教諭 月 47 時間程度※ ※小学校・中学校の加重平均 ○部活動の地域展開 休日の部活動について、次期改革期間内(令和 13 年度まで)に全ての部活動において地域展開を目指す。 ○コミュニティ・スクールの導入率 <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和6 年度</td><td>令和7 年度</td><td>令和8 年度</td><td>令和9 年度</td><td>令和 10 年度</td></tr><tr><td>導入率</td><td>58.7%</td><td>63.0%</td><td>70.0%</td><td>75.0%</td><td>80.0%</td></tr></table> なお、教師の時間外在校等時間の状況及び部活動の地域展開については、現時点においては政府として到達年度時点の目標値のみを定めており、各年度における目標値は個別に定めていないため、今後政策状況に応じて検討していく。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に関する実施状況調査 ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法	年度 区分	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和 10 年度	割合	59%	63%	65.5%	68.0%	70%	年度 区分	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和 10 年度	導入率	58.7%	63.0%	70.0%	75.0%	80.0%
年度 区分	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和 10 年度																					
割合	59%	63%	65.5%	68.0%	70%																					
年度 区分	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和 10 年度																					
導入率	58.7%	63.0%	70.0%	75.0%	80.0%																					

			等の一部を改正する法律附則第3条 ・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 ○中学校技術科・高校情報科を扱う人材の確保 令和10年度まで毎年600人ずつ臨時免許・免許外担任を減らす。このうち30%は民間企業からの外部人材で対応することとし、毎年180人×3年間で計540人の民間企業からの指導者獲得を目指す。 ○部活動の地域展開 次期改革期間内(令和13年度まで)に全て地域展開を実現するに当たって、地域クラブの指導者、部活動の外部指導者数のうち、約2割を企業のCSR活動として企業負担で派遣される民間企業従業員で対応することとし、令和8～令和10年度までの3年間で約4,500人の企業からの指導者獲得を目指す。
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	人口減少時代における持続可能な学校運営には、民間企業との連携が必要不可欠であるが、全て行政機関が公的資金で民間企業に助成を行い実施することは、行政コストや現下の財政状況の面から現実的ではなく、民間企業による社会貢献に一定頼らざるを得ない状況にある。本要望の租税特別措置等は、民間企業の貢献に係る負担について一部税額控除を行い、貢献に係る活動の実施を後押しするものであり、全体的には行政機関の財政出動を減らす方向に働くため、中長期的な視点に立てば税収減を是認すべきものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	学校等に対する外部からの支援について、全て行政機関が公的資金で助成を行い実施することは、行政コストや現下の財政状況の面から現実的ではなく、民間企業等による社会貢献に一定頼らざるを得ない部分が存在する。このような民間企業の自主的な貢献に係る財政的な後押しには税制優遇措置がなじむ。 民間企業による学校教育活動等への貢献の在り方は、それぞれの企業活動の事情により、規模やタイミング、支援期間、内容が多様なものとなるため、民間企業が主体的に選択できることや予見可能性があることが重要であり、税制優遇措置で対応することが望ましい。 社会貢献活動を実施する民間企業は、財政状況が黒字であるものが多いと考えられるため、法人税の税額控除が効果的である。 本税制優遇措置により民間企業の公的セクターへの投資を加速させることが可能となり、結果として公費支出を抑えることができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域と学校の連携・協働体制構築事業 (令和7年度予算額:7,052百万円) :コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する地方自治体の取組に対する財政支援として、地域学校協働活動推進員(コ

			ーディネーター)の配置等に係る経費を補助(補助率 1/3)する。 上記補助金は学校と地元企業を含む地域関係機関をつなぐ体制を構築するための補助金である。本税制改正要望の対象企業の活動は、上記補助金を含む政府、地方自治体から、直接当該活動の経費に係る補助を受けているものは除くこととする。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体が設置する学校の学校運営協議会が、減税対象となる企業からの貢献の内容を承認することを要件としている。公立学校の学校運営上の課題解決に寄与する地元企業の貢献を促進する仕組みであるため、本租税特別措置に地方公共団体が協力していただくことが必要。
12	有識者の見解		要望の必要性等が認められる。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—